主 文本件控訴を棄却する。 当審に於ける訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人吾野金一郎の控訴趣意は末尾に添附した控訴趣意書に記載してある通りである。

論旨第二点に対する判断。

記録並原裁判所が取り調べた証拠に依り諸般の事情を調査し所論の様な事情を斟酌しても原審の被告人に対する量刑が原審相被告人Aに比し特に過重であるとは認められない。論旨は理由がない。

論旨第一点に対する判断。

訴訟費用の負担を命じる裁判に対しては本案の裁判に付て上訴があつたときに限り不服を申し立てることが出来ることは刑事訴訟法第百八十五条後段の規定さとが出来るであって訴訟費用の裁判に対しては夫のみについく要旨〉て上訴をすることが出来ない。従つて本案の裁判に対する上訴と共に訴訟費用の裁判に対して不服を申も立て〈/要旨〉た場合に於ても、本案の裁判に対する上訴が不適法又は理由がないもとして棄却されるときには、たとい訴訟費用の裁判に付て上訴の理由かあてもとは、なり、前記訴訟費用の裁判に対する本件控訴の理由のもとになるから、前記訴訟費用の裁判に対する本件控訴の理由が理由のないことになるからである。故に本案の裁判に対する本件控訴の理由が理由のないことにはなるからである。故に本案の裁判に対する本件控訴の理由が理由の裁判に対するとにはなるから、所論の訴訟費用の裁判に対するとにはなるがら、所論の訴訟費用の裁判に対するもの訴訟費用のはより、本件控訴を棄却すべきものとにはよの論旨に対する判断をするまでもなく之を棄却すべきものととも審に於ける訴訟費用は同法第百八十一条に依り被告人をして負担せしむることとする。

(裁判長判事 横山正忠 判事 秋元勇一郎 判事 高橋英明)